

議案第 1 1 2 号

公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第21号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 学校法人磯島学園

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。